

○最高裁判所長官代理者（林道晴君） すべてということになりますと、富士ソフトの請負金額は先ほど申しあげました開発と保守と合わせまして平成二十年度三千二百三十四万円です。さらに、その翌年度、富士ソフトの方で改修と保守というお金を掛けておりますので、これも委員の整理していただきましたペーパーの三ページにあります。千三百十二万五千元というのが支払われ、これも委員の整理していただいたところを引用させていただきますが、四千五百四十六万五千元。これにアビームコンサルティングの請負金額を足しますと、これも同じページにあります。五千二百八十一万五千元ということになるかと思えます。

○森ゆうこ君 今年度の保守点検料を含めると約六千万円の、これ六千万円ですよ、コピーですけどね、六千万円です。それで、専門家に調べていただきましたところ、このソースは五万八千三百行になると、これを計算いたしますと、まあ安くて七百万、どんなに高くても千四百万ということをお指摘いただきました。

一度、最高裁のこのIT調達、様々なものがあるんですけども、資料を整理するように要求したんですが、なかなか出てきません。開発監理支援、落札率九九%というものもございませぬ。随意契約もございませぬ。しっかりと整理をして私のところに提出をしていただきたいと思います。御答弁をいただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者（林道晴君） 今、委員から御指摘いただいた分について作業を進めているところでありまして、正確な形でできるだけ早期に整理した上で御提供を申し上げたいと思っております。

○森ゆうこ君 調査チームの報告書はまだ中間でございませぬ。現時点で入手できた資料に基づいて行っております。しっかりとすべての資料を出していただくように、再度お願いを申し上げます。

さて、この謎を解明せよ、最初のページを御覧ください。三権分立、仙谷法務大臣、検察審査会は行政権を行使するのでしょうか。短くお願いします。

○国務大臣（仙谷由人君） **行政権の行使であると考えられます。**

○森ゆうこ君 しかし、行政機関としての法律上の位置付けはありません。

すべての行政機関は、法律上、行政機関としての位置付けがございませぬ。そして、所轄が決まっております。検察審査会はどの法律に行政機関として位置付けられ、どこが所轄なのでしょうか。

○国務大臣（仙谷由人君） 検察審査会は検察審査会法で、検察審査会は、独立して職権を行うものと規定しておりまして、独立した行政機関であるというふうに理解をいたしております。

○森ゆうこ君 今の質問にお答えください。

独立して業務を行う。例えば公正取引委員会は、独禁法でそのように、独禁法二十八条で、公取委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。検察審査会と同じような規定がございませぬが、その一方、二十七条、内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、第一条の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。その第二項において、「公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。」、しっかりと所轄の大臣がここで指定をされております。つまり、内閣総理大臣の責任において公正取引委員会は行政権を行使する、このようになっておりますが、検察審査会はどこにもございませぬ。どこが所轄なのでしょうか。

○国務大臣（仙谷由人君） 検察審査会は国家行政組織法の中には位置付けられておりませぬ。検察審査会法がその根拠法令であると、こういうふうに考えるべきだと考えております。

○森ゆうこ君 この三権分立の図を見てください。今ほど例を出しました公正取引委員会にしても、それから検察は準司法、独立性が保たれておりますが、それでも法務大臣の管轄でございませぬ。

すべての国家機関というものはしっかりと行政組織として法律の中で規定をされていませぬが、検察審査会についてはどこを探してもございませぬ。一体、この行政権の行使について、最終的にだれが責任を負うんですか。